

日印原子力協力協定

協定の構成

- **協定本文**: 前文、第1条～第17条、附属書A及び附属書B
 - ✓ 附属書A: 原子炉関連機器の定義等を規定
 - ✓ 附属書B「インド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の再処理」: インドでの協定対象核物質の再処理実施に係る諸条件を規定
- **見解及び了解に関する公文**(Note on Views and Understanding)
 - ✓ 核実験モラトリアムの継続など、核不拡散コミットメントを再確認したムカジー外相(当時)の声明(2008.9.5)を協定に基づく協力の不可欠な基礎とし、コミットメントに変更があれば、日本は協定の終了、協力の停止、核物質の返還を要求できること等を記載

協定の特徴とポイント

- ✓ 日本にとって、核兵器不拡散条約(NPT)に加盟していない国との初めての協定
- ✓ 「見解及び了解に関する公文」でインドが核実験を実施すれば、協定の終了、協力の停止、核物質の返還を要求する権利を行使できる旨を記載(インドと他国の協定にはない記載)
- ✓ 協定本文で、協力の停止に際し安全保障を鑑みた対応か、また返還請求の際にはエネルギー安全保障の達成に係る原子炉の継続運転の重要性につき考慮を払う等の規定(日本と他国との協定にはない記載)
- ✓ インド国内での協定対象核物質の20%未満のウラン濃縮と再処理をIAEA保障措置適用施設で許容
- ✓ ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウム(Pu)転換等に係る技術と設備、並びにPuは、協定を改正しない限り移転されない
- ✓ IAEA保障措置(追加議定書を含む)、計量管理制度の維持、原子力安全条約及び改正核物質防護条約の遵守、IAEA核セキュリティ勧告(INFCIRC/225.Rev.4)を指針とする(但し、インドの保障措置はINFCIRC/66型)
- ✓ 有効期間は40年、10年毎の自動延長
- ✓ 2016年11月12日署名、2017年7月20日発効